

# 農業者年金が一部かわりました

## 未加入者と保険未納者に最後のチャンス

7月1日から農業者年金が改正され、次に該当する人は、いまから加入することができます。

また、時効保険料（昭和51年6月以前の未納保険料）もさかのぼって納めることができます。

### ◆対象者

- ①大正5年1月2日以降生れた人で所有権または、貸借権による耕作面積が50アール以上ありながら、加入していない人で、国民年金の加入者または加入していた人。
- ②前に加入していた人で、その後、資格喪失したが未納保険料を納めると年金給付に結びつく人。
- ③現に加入しているが、保険料の未納がある人。

### ◆納められる期間

納めることができるのは、昭和46年1月から昭和51年6月までの期間です。

### ◆納める金額（特例納付額）

1ヵ月につき3,600円です。

### ◆納付期限と納付先

昭和53年7月1日から昭和54年12月31日までに市内各農業協同組合へ納めて下さい。

### ◆保険料と給付額

(例) 大正5年1月生れの人が、昭和46年1月にさかのぼり加入した

場合、納める保険料と給付額は、次のようになります。

保険料の額	年金給付額
3,600円×60月＝ 216,000円	○経営移譲した場合（65才まで） 年額 364,100円 ○老令年金（65才から） 年額 45,500円

※くわしいことは、市農業委員会（電話51-0123・内線415）か、各農業協同組合へお問い合わせ下さい。

## 「浮島水防団」が できました

市内浮島を流れる春山川の出水に備えて7月22日、市立東小学校体育館で「浮島水防団」の結団式が行われました。

この日、渡辺市長をはじめ、加藤、羽田市議、市水防団連合会の山本会長ら各水防団長が出席してお祝いのことばや激励のことばをおくりました。この水防団は、太田光保団長以下34名（補欠6



名を含む）で、これで市内には潤井川右岸、同左岸水防団など7水防団（団員418名）が結成されました。

### 8月の当直医



休日当直医院は富士市医師会が急病者のために定めたものです。当直医院は急病のときだけご利用ください。

#### ■8月6日

外科 松本医院(71-2570 久沢釜石) 芦川病院(52-2480 中央町2)  
産婦人科 池田医院(21-2228 西宮島)

#### ■8月13日

外科 中央病院(61-8800 本市場)

外科 秋山医院(34-0075 本市場)

産婦人科 遠藤医院(52-1941 吉原3)

#### ■8月20日

外科 川村医院(61-4050 中島)

渡辺医院(52-0780 錦町1)

産婦人科 谷医院(61-0039 八幡町)

#### ■8月27日

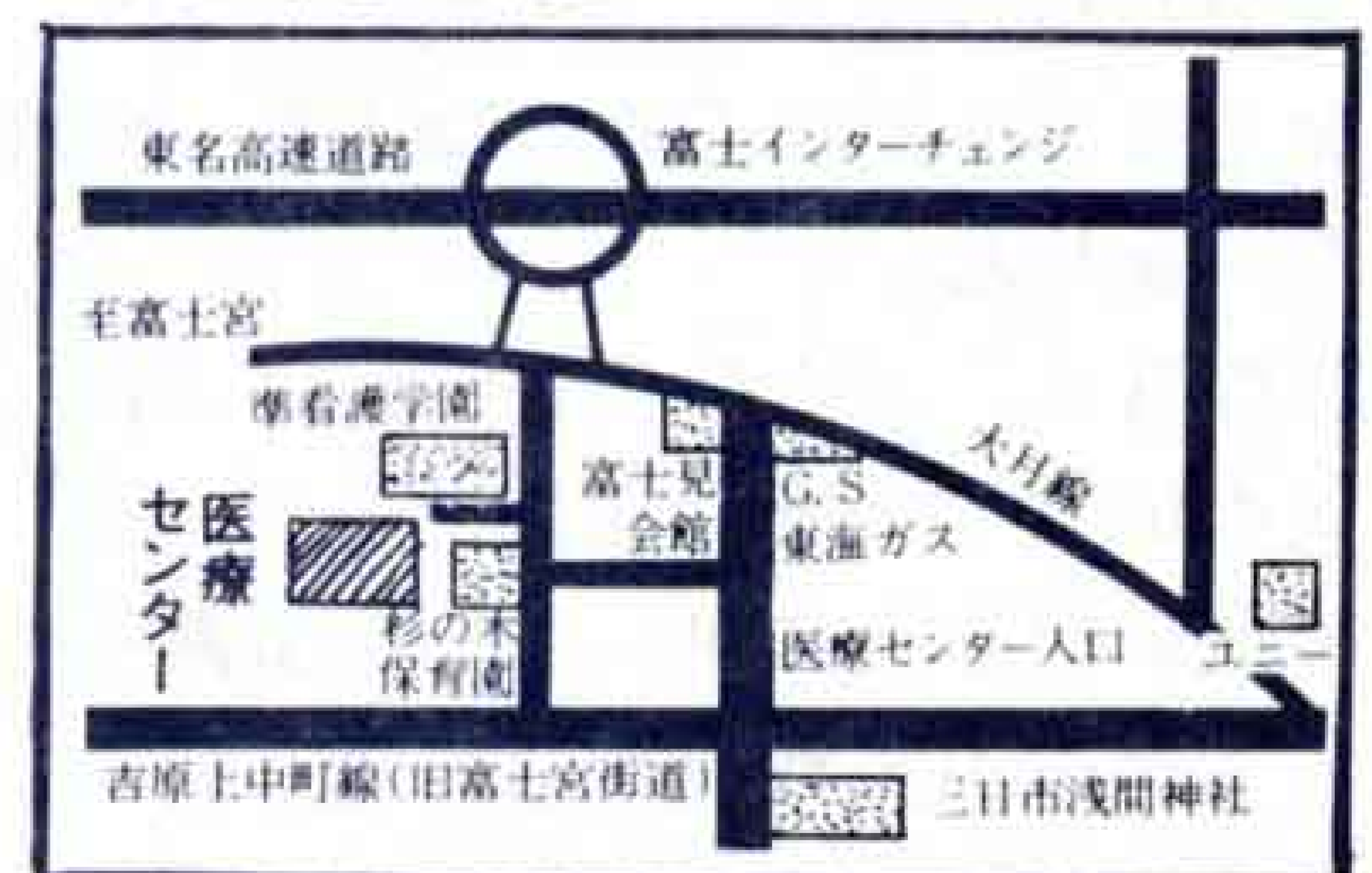
外科 宮下医院(61-0376 平垣)

吉原病院(52-0780 南町)

産婦人科 中央病院(61-8800本市場)

※内科、小児科は富士医師会が「医療センター」で行なっています。診療時間は午前9時から午後5時までです。た

だし受付時間は4時30分までです。医療センターでは、日曜祭日以外は行なっておりません。



医療センターの住所は「富士市伝法字杉ノ木2850-2（長者町）」電話は52-3104です。